

食品中残留農薬などへのポジティブリスト制導入で 意見交換会 厚生省・農水省



厚生労働省と農林水産省は食品中への残留農薬、動物用医薬品、飼料添加物を対象としたポジティブリスト制度導入に向け、平成 16 年 6 月 30 日に東京・港区の三田共用会議所で、同制度について消費者や事業者との意見交換会を開催することにしました。

ポジティブリスト制度は「ポジティブリスト」で基準が設定されていない農薬を一定量以上含む食品の流通を原則として禁止する制度です。

15 年 5 月の食品衛生法改正により、18 年 5 月までに食品中残留農薬、動物用医薬品、飼料添加物に対し同制度が導入されることになっています。

なお今回の意見交換会ではすでに、全国消費者団体連絡会、日本生協連、食品科学広報センター、農薬工業会、全国農協連などのラウンドテーブル参加団体が決まっていますが、一般公募枠として 4 団体の参加を見込んでおり、16 年 6 月 9 日正午までラウンドテーブル参加希望団体を受け付ける方針です。

参加団体は団体名、参加者氏名(1 名)、連絡先、ポジティブリスト制度導入に対する意見(800 字程度まで)を厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課調整係まで提出する必要があります。応募多数の場合は学識経験者による選考を行います。

なおこのほかにも、会場参加者(個人)の受付を 16 年 6 月 16 日正午まで実施しており、参加希望者は氏名、連絡先、勤務先、所属団体などを明記し申し込む必要があります。参加者多数にわたった場合は先着順により参加者を決定します。

資料:2004 年 5 月 21 日付 EIC ネット

機器分析箇所 豎山 由美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

